

## 全国農福連携協議会(会費等規則)

### (目的)

第1条 この規則は、全国農福連携推進協議会(以下「協議会」)規約第7条第2項に基づき、協議会の入会金及び会費等について定めることを目的とする。

### (入会金)

第2条 協議会の入会金は新規入会時に納入するものとし、金額は会員種別毎に次のとおりとする。

- (1)正会員 10,000円
- (2)準会員 10,000円
- (3)賛助会員(個人) 無料
- (4)賛助会員(企業、団体、法人) 無料
- (5)特別会員、自治体等賛助会員、サポーター会員 無料

2 会長及び事務局は入会金の拠出を要しないものとする。

### (会費および協賛金)

第3条 会員は、その種別により、年会費又は年間協賛金を以下のとおり納入する。  
なお、協賛金は1口以上とする。

- (1)正会員 30,000円/年会費
- (2)準会員 10,000円/年会費
- (3)賛助会員(個人) 年間協賛金10,000円/1口
- (4)賛助会員(企業、団体、法人) 年間協賛金50,000円/1口
- (5)特別会員、自治体等賛助会員、サポーター会員 無料

2 会長及び事務局は会費及び協賛金の拠出を要しないものとする。

3 その他特に受益者負担の必要のある場合は、関係会員は、その都度、幹事会で決定された額を負担するものとする。

### (納入)

第4条 会員は、協議会事務局(以下「事務局」)の請求に基づき、会費、協賛金を、請求書受領後速やかに、当該事業会計年度分を全額一括して納入しなければならない。

2 新規に入会した会員は、事務局から送付する請求書受領後、1ヶ月以内に入会金及び当該事業年度の年会費・年間協賛金を納入しなければならない。

3 事業年度の中で新たに会員になる者については、以下の各号によるものとする。

- (1)入会金の金額に変更はない。
- (2)年会費は次の取り扱いとする。
  - イ)入会日が事業年度開始から6ヶ月以内のときは、年会費全額の納入とする。

- ロ) 入会日が事業年度開始から6ヶ月経過日以降のときは、年会費半額の納入とする。
- (3) 年間協賛金は次の取り扱いとする。
- イ) 入会日が事業年度開始から6ヶ月以内のときは、変更はない。
  - ロ) 入会日が事業年度開始から6ヶ月経過日以降のときは、年間協賛金の最低口数を0.5口とする。
- 4 会費の納入方法は、原則として協議会の指定口座への振込みとし、振込み手数料は会員負担とする。

(退会に伴う会費等)

- 第5条 会員が、当該会計年度の途中において退会する場合、未納の入会金、年会費、年間協賛金があるときは、これを納入しなければならない。
- 2 退会者は既に納入した入会金、年会費、年間協賛金等の返還を請求することはできない。

(その他)

- 第6条 平成29年度の入会金及び会費の納入期限は事務局が送付する請求書の支払い期日とする。

(附則)

- この規則は、平成29年3月8日から施行する。